

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
関東建設工業（株）	群馬県太田市飯田町１５４７ OTA スクエアビル７Ｆ

2. 指名停止措置期間 令和７年９月１日から令和８年２月２８日まで（６か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

関東建設工業（株）の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和７年６月１９日に逮捕された。

5. 指名停止理由

公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第２第６号に該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第２第６号>

措置要件	期 間
（談合及び競売入札妨害） （６）役員等又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	認定をした日から ６か月以上１８か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気６６２ 電話０２９５－７２－１１１９